

令和 2 年度第 2 回丹波市入札監視委員会議事概要

開催日及び場所		令和 3 年 2 月 18 日（木） 丹波市立柏原住民センター2F 会議室	
出席者	委員	石原 俊彦（関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授） 宮本 幸平（神戸学院大学経営学部教授） 武本 夕香子（弁護士） 小林 幸子（公認会計士）	
	事務局	細見副市長 上畑技監兼入札検査部長 木村入札検査室長 谷口入札係長 尾松主幹	
	説明者	水道課 和田 森津、道路整備課 里 細見、河川整備課 高野 三原、観光課 嶋崎、学事課 服部 前川、農業振興課 若狭 八尾	
内容	1 報告 官製談合事件後の再発防止 に向けた取り組みについて	入札制度改正（低入札調査価格制度・変動型最低制限価格制度の導入）の報告。 公正取引委員会から講師を招き、8 月と 10 月に官製談合防止研修を計 4 回、1 月に入札検査部職員による不正な働きかけ防止研修を 4 回実施した旨を報告。	
	2 議事 (1) 令和 2 年度上半期入札・ 契約状況の報告 対象期間 令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日	(建設工事) 入札：110 件 落札率：84.53% 契約金額合計：2,014,661 千円 (業務委託) 入札：92 件 落札率：69.73% 契約金額合計：422,538 千円 (物品購入) 入札：34 件 落札率：76.34% 契約金額合計：269,922 千円 (随意契約) 件数：235 件 契約金額合計：1,966,213 千円 (指名停止)：4 件 (資格制限)：1 件	
	(2) 抽出事案に係る入札及び 契約 手続き等の審議 対象期間 令和 2 年 4 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日	抽出件数：10 件 (内訳) 一般競争入札：8 件 指名競争入札：2 件	
委員からの質問・意見		質問・意見	回答
それに対する回答等		別紙 1（1～3 ページ）	別紙 1（1～3 ページ）
委員会による意見の具 申又は勧告（講評）		別紙 2	

別紙 1

質問・意見	回答
抽出事案に係る入札契約手続き等の審議 今回の事案抽出の考え方	別紙 2 の通り
(1) 制限付一般競争入札 丹水工第 1 号 谷川地内舗装本復旧工事 ① 15 者が最低制限価格と同額というのは、おかしいのでは？ ② 最低制限価格を求める数式など公表されているのか？	① 積算においては、兵庫県県土整備部所管の標準歩掛及び単価を採用しており、本案件に特殊な見積単価等は使用していない。 また、本案件は予定価格を事前公表しているため、積算が容易であったと考えられる。 ② 公表している。
(2) 制限付一般競争入札 丹水工第 2 号 黒井・七日市舗装本復旧工事 ① 全者同じ入札金額というのは不自然。 ② 事前公表を採用している団体は多いのか？ ③ 多くの応札者が、これだけ最低制限価格と同額で応札できるなら、予定価格を設定する必要はないのではないか？	① 丹水工第 1 号と同様に、積算が容易であったと考えられる。 本工事についても、予定価格の事前公表に該当する案件である。 ② 県内では少数派であるが、神戸市のように事前公表に移行している団体もある。 ③ 地方自治法上、入札を執行する際には、予定価格を設定する必要がある。
(3) 制限付一般競争入札 丹水工第 26 号 小新屋地内舗装本復旧工事 ① 辞退者が 10 者というのは、多すぎる。 ② 最低制限価格はどのように設定されているのか？ ③ なぜ、この発注時期なのか？	① 現場の道路幅員が 4m 程度と狭小で、工事中については通行止めとなる。さらに袋小路であることから、地元住民への十分な周知・調整が必要であること。また、上流にはもみじの名所である小新屋観音があり、地元要望により工事が中止となる期間もある。本案件には、調整事項が多くあることが、辞退理由に繋がったのではないかと推察している。 ② 公契連モデルを採用している。 ③ 工期的にこれ以上遅らせると年度内完了ができないため。

(4) 制限付一般競争入札 道保工第 44 号 市道北 253 号線 道路修繕工事 ① 入札者が多く、26 者が最低制限価格。辞退者も多い。 ② 入札参加者のランク設定はどのようにされているのか？	① 最低制限価格での入札が多かった理由については、特に複雑な見積り資材がある案件ではないため、精密な入札見積りが出来ていたためではないか。 また、辞退者が多い理由については、辞退書の理由からも、他の工事でも発注が重なる時期であるため、技術者や人員の配置が難しかったのではないかと推察する。 ② 丹波市建設工事入札参加者選定要綱に基づき、ランクを格付けしている。
(5) 制限付一般競争入札 河整工第 18 号 (準) 水上川 河川改修工事 (その 4) ① 失格者 9 者は多すぎるのでは？最低制限価格は公表されており、失格になることは、分かりそうではないか。 ② 同額の 8 者が失格となっているが、積算について、問い合わせはあったか？当業者なら、非公表となっている単価が気になると思われる。	① 工事の積算にあたっては、兵庫県の土木工事標準積算基準書に基づき行っており、材料単価については、①県単価、②物価本単価、③見積単価の順による優先順位により単価を採用し、積算している。 本工事で採用している県単価については、一部非公表の単価を含むため、業者積算と差異が生じたものと推察される。 丹波市では、最低制限価格は公表しておらず、最低制限価格の算定式のみを公表している。また、本案件の予定価格は事後公表であり、最低制限価格の積算にあたり、確認できるものはないため、失格者が多かったのではないかとと思われる。 ② 特に問い合わせ等はない。
(6) 制限付一般競争入札 河整工第 20 号 (普) 北柏原川調節池築造工事その 1 ① 失格者が 8 者というのは多すぎる。最低制限価格は公表されるのでは？ ② 最低制限価格は事前公表されているのか？	① 河整工第 18 号と同じく、一部非公表の単価を含むため、業者積算と差異が生じたものと推察される。 また、最低制限価格の公表についても同様である。 ② 予定価格については、事前・事後と公表を使い分けているが、最低制限価

③ 予定価格と落札価格は、差が大きく開いているが、安いだけで良いのか？出来高に問題はないのか？	格は算定式のみを公表しており、価格については、事後のみの公表となっている。 ③ 落札率は 89%以上であり、数値的には、安すぎる事はない。また、工事の品質確保や労働者の適正な労働条件を確保するために最低制限価格を設定している。
(7) 制限付一般競争入札 丹観委第 20 号 道の駅丹波おばあちゃんの里再整備工事基本設計・実施設計業務 ① 入札金額が全て予定価格を上回っており、2 回目で落札者以外が全て辞退している。そもそも予定価格に問題があったのではないのか？ ② 応札 2 回目の予定価格と最低制限価格を教えてください。 ③ 1 回目応札額に差が開き過ぎている	① 予定価格の算出について、丹波市建築設計等委託料算定基準および国土交通省が公表している令和 2 年度設計業務委託等技術者単価により積算しており、適正な価格であると判断している。 ② 予定価格と最低制限価格は、1 回目と 2 回目も同じ価格である。 ③ 予算書を参考に応札されていると推測される。実際は、事業ボリュームを下げているので、予定価格は予算より低い設定となっている。
(8) 制限付一般競争入札 丹教学事業第 14 号 市立中学校特別教室等空調工事設計業務 ① 入札金額の振りが 3.5 倍もあるのは、不自然では？ ② この案件も予算書上の金額が大きいのか？	① 予定価格の算出については、丹観委第 20 号と同様の理由により、適正な価格であると判断している。 ② そうではない。
(9) 指名競争入札 丹教学事業第 23 号 崇広小学校プール改造工事監理業務 ① 予定価格の半分以下で落札され、入札金額には 3 倍の振りが幅がある。適正価格での入札なのか。 ② 監理業務の内容は？ ③ 受注者がこれだけ低く入札できる理由とは？またパフォーマンスに問題はないか？	① 予定価格の算出については、丹教学事業第 14 号と同様の理由により、適正な価格であると判断している。 ② 変更に対応する数量の算出、施工・書類の確認、工程・進捗の管理、積算など全般となる。 ③ 応札者の中で、営業や事務経理など人員を抱え、会社として経営されているところが多いが、受注者は一人で営業されており、会社経費が低く抑えら

	れたのではないかと推察される。また業務においては、問題なく適正に履行されている。
(10) 指名競争入札 農振委第 21 号 市島有機センターストックヤード新築工事監理業務 ① 入札金額の振りが 5 倍あり、落札価格が予定価格の半額以下。これで、適正価格と言えるのか？ ② 低い応札額の理由は？	① 予定価格の算出については、丹教学事業第 23 号と同様の理由により、適正な価格であると判断している。 ② 現場近くに事務所を構えられており、現場に行く時間・費用ともに削減できると推察される。

別紙 2

委員会による意見の具申又は勧告（講評）
1. 今回の事案抽出の考え方 （１）複数の入札参加者が、同額での入札金額。 （２）最低制限価格と同額の入札金額が多い。 （３）辞退者や失格者が多い入札案件。 （４）入札金額の振りが大きい案件。 2. 総括 抽出案件については、適切に事務処理をされていると判断できる。引き続き適切な事務処理をお願いしたい。 また、全体の案件から見ても、最低制限価格付近の入札が多い。労務関連業務において、ワーキングプアにならないよう公契約条例など配慮していくことが、地域発展に繋がると思われる。 3. 今回の指摘事項 案件抽出の作業が大変である。何か良い方法はないか？ 一覧表に落札業者や失格データなど（失格数や辞退数）を表示してはどうか。 個別の開札結果表は必要である。 一覧表を分かりやすく表示できるよう検討し、次回の監視委員会で検証する。